

令和8年3月24日

須坂市議会議長 石合 敬 様

提出者 須坂市議会議員 荒井 敏
岩田 修二

議案第16号 須坂市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対する修正
動議

上記の修正動議を、下記のとおり地方自治法第 115条の 3 及び須坂市議会会議規則第17条の規定
により提出する。

記

議案第16号 須坂市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対する修正
案

議案第16号 須坂市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のよう
に修正する。

附則第 1 項中「令和 8 年 4 月 1 日から施行する」を「令和 8 年 4 月 1 日から施行し、第 1 条の規定
（別表第 1 の改正規定に限る。）による改正後の須坂市一般職の職員の給与に関する条例の規定
及び第 2 条の規定による改正後の須坂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和
8 年 1 月 1 日から適用する」に修正する。

修正理由

ふるさと納税の指定取り消しに伴う財政難を理由とした2025年人事院勧告の未実施は、職員のモチベーション低下や人材確保の困難化を招き、職員の所得があがらないことにより、職員給与を参考にしている地元企業の給与も上がりづらくなり、地域内の消費支出が縮小するなど、地域経済に及ぼす影響は一定程度あると想定していると、12月議会の答弁で認識している。また、同議会にお

いて「人事院勧告の完全実施を求める決議」も採択している。職員に何も責任がないにもかかわらずの人事院勧告実施の見送りは、きわめて不条理といえる。財政状況を考慮して1月1日からの遡及適用を求める。